

船用工業事業者の皆様へ

## 船用工業関係の統計報告について

平成15年3月

国土交通省

情報管理部交通調査統計課

海事局船用工業課

# 目 次

はじめに.....	1
統計報告の種類とその概要	
1. 船舶用機関等施設状況報告.....	2
2. 造機調査.....	2
3. 船舶用ぎ装品等月間生産高報告.....	3
4. 輸出契約実績報告.....	4
5. 船舶装備用輸入品入手実績報告.....	4
6. 輸入実績報告.....	5
報告書等の作成要領.....	
1. 船舶用機関等施設状況報告書 A 記入上の注意.....	6
2. 船舶用機関等施設状況報告書 B 記入上の注意.....	8
3. 造機調査票及び船舶用ぎ装品等月間生産高報告書記入上の注意.....	10
4. 輸出契約実績報告書記入上の注意.....	12
5. 船舶装備用輸入品入手実績報告書記入上の注意.....	14
6. 輸入実績報告書記入上の注意.....	15
報告書記載例（事業所用）	
報告書記載注意事項.....	
1. 船舶用機関等施設状況報告書 A .....	17
2. 船舶用機関等施設状況報告書 B .....	19
3. 造機調査票.....	21
4. 船舶用ぎ装品等月間生産高報告.....	23
5. 輸出契約実績報告書.....	25
6. 船舶装備用輸入品入手実績報告書.....	27
7. 輸入実績報告書.....	29
報告書の提出方法及び連絡先.....	
	31

## はじめに

船用関連事業者の皆様には、平素より各種統計報告へのご理解とご協力をいただきまして、深く感謝しております。

これらの統計報告（「船舶用機関等施設状況報告」、「造機調査」、「船舶用ぎ装品等月間生産高報告」、「輸出契約実績報告」、「船舶装備用輸入品入手実績報告」、「輸入実績報告」）は、統計法及び造船法等に基づくもので、当課においてコンピュータ集計し、各種統計資料として公表しており、また、船用工業製品の生産等の実態を把握することにより、船用工業の施策を講じていくための重要な基礎資料として活用するとともに、関連事業者の皆様の経営の一助ともなっております。

船用工業関係の統計資料が有効に活用されるためには、その基礎となっている統計報告において、最新のデータが迅速、かつ、正確に報告されることが不可欠であります。

本冊子では、船用工業にかかわる各種統計報告の概要等を説明しております。関連事業者の皆様の統計報告に対するご理解とご協力をお願いいたします。

# 統計報告の種類とその概要

## 1. 船舶用機関等施設状況報告

この報告は、船舶用機関及びぎ装品を含む船舶用品の製造又は修繕を行う工場の施設状況を調査するものです。調査は毎年行う工場の施設概要、従業員数及び生産能力に関するものと、3年ごとに行う工作機械等に関するものとに分けて行っています。

### (1) 報告義務者の範囲

船舶用機関及びぎ装品を含む船舶用品の製造又は修繕のための工場を有する者であって、**常時5人以上の従業員（有給の会社役員等も含む）を使用している事業者**です。

### (2) 報告書の様式及び提出期限

#### (ア) 工場の施設概要、従業員数及び生産能力に関する調査

別紙1の様式により、毎年1月1日から12月31日の状況について、**翌年の2月15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出**して下さい。

#### (イ) 工場の工作機械、加工機械及び運搬設備に関する調査

別紙2の様式により、3年ごと（次回は平成12年）の12月31日現在の状況について、その**翌年の2月15日までに、所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出**して下さい。

### (3) 調査結果

この調査の結果は、毎年「船用工業統計年報」として公表しています。

## 2. 造機調査

この調査は、国の重要な統計として指定されている造船造機統計（指定統計第29号）の造機部門の調査で、調査の対象として指定している船用機関等の月間製造高及び月間修繕工事高並びに毎月末における在庫高を調査するものです。

### (1) 申告義務者の範囲

造機調査対象製品の製造又は修繕に、**常時10人以上の従業員（有給の会社役員も含む）を使用している工場の管理責任者**です。

### (2) 調査の対象となる製品

造船造機統計調査規則第5条第2号の規定に基づく告示に掲げる製品で、その事業所（工場）で製造され、販売の用に供される最終的な製品に限られます。

（船舶用機関又は船舶用品を定める告示）

船 用 機 関 等
蒸気タービン、ガスタービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、蒸気ボイラ、

その他のボイラ、ポンプ、空気機械等、油処理装置、熱交換器、電気機器、操だ装置、操船装置、油圧機器、係船機械、荷役機械、漁ろう用機械、その他の係船・荷役機械、プロペラ軸系、プロペラ、減速装置等、電波計器、航海計器、無線通信・船内通信装置、船灯・信号器具、錨・錨鎖、自動化機器

(3) 調査票の様式及び提出期限

別紙 3 の様式により、当月分を翌月の 10 日までに、所轄の地方運輸局・運輸支局等に 1 部提出して下さい。

なお、この造機調査票とともに、3 の船舶用ぎ装品等月間生産高報告書をも提出することとなるときは、同報告書に記入すべき製品であっても、造機調査票に一括して記入して提出すればよいこととなっています。

(4) 調査結果

この調査の結果は、毎月、製品ごとに集計し、「造船造機統計月報」として公表しています。

### 3 . 船舶用ぎ装品等月間生産高報告

この報告は、船舶用ぎ装品等の月間生産高及び毎月末における在庫高を調査するものです。

なお、この報告は、2 の造機調査の対象となっている製品を除く船舶用品（ぎ装品を含む）を対象としており、造機調査と結合することによって、船舶用機関及びぎ装品を含む船舶用品全体の生産の実態を把握しようとするものです。

(1) 報告義務者の範囲

2 の造機調査の対象製品を除く船舶用品（ぎ装品及びこれらの部分品・附属品を含む）の製造に、**常時 5 人以上の従業員（有給の会社役員等も含む）を使用している事業者**です。

(2) 報告の対象となる製品

2 の造機調査の対象製品を除く船舶用品（ぎ装品及びこれらの部分品・附属品を含む）であって、その事業所（工場）で製造され、販売の用に供される最終的な製品に限ります。（具体的には船用工業統計関係コード表の製品コード表に掲げるもの）

(3) 報告書の様式及び提出期限

別紙 4 の様式により、当月分を翌月の 15 日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に 1 部提出して下さい。

なお、この報告書とともに、2 の造機調査票をも提出することとなる場合には、造機調査票に一括して記入してもよいこととなっています。

(4) 調査結果

この調査の結果は、毎月、製品ごとに集計し、2 の造機調査の結果とあわせて、

「船用工業製品統計月報」として公表しています。  
また、(社)日本船用工業会の会報にも掲載されています。

#### 4 . 輸出契約実績報告

この報告は、船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品の輸出契約実績を調査するものです。報告書の提出時期ではなく、納入年月ごとに集計を行っております。

(1) 報告義務者の範囲

船舶用機関、ぎ装品及びこれらの部分品を製造している者であって、**常時10人以上の従業員を使用している事業者**です。

(2) 報告の対象となる製品

当該事業所で製造された船舶用機関、ぎ装品及びこれらの部分品のうち輸出品（大型の内燃機関を中心に関連機器を含め、船舶一隻分の船用機器類を輸出するもの（以下「パッケージ輸出」という。）については、他の事業所で製造された製品を含む。）

(3) 報告書の様式及び提出期限

別紙5の様式により、毎年2回、半年分をまとめた上、それぞれ**7月15日及び1月15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出**して下さい。

(4) 調査結果

この調査の結果は、製品別、輸出相手国別に集計し、「船用工業製品の輸出入状況」及び「船用工業統計年報」として公表しています。

#### 5 . 船舶装備用輸入品入手実績報告

この報告は、船舶に装備される輸入品の入手実績を調査するものです。

(1) 報告義務者の範囲

**総トン数500トン以上又は長さ50メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台の施設により、船舶の製造又は修繕の事業を営んでいる事業者**です。

(2) 報告の対象となる製品

当該事業所で製造又は修繕される船舶に装備される船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち輸入品

(3) 報告書の様式及び提出期限

別紙6の様式により、毎年2回、半年分をまとめた上、それぞれ**7月15日及び1月15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出**して下さい。

(4) 調査結果

この調査の結果は、製品別、輸入相手国別に集計し、「船用工業製品の輸出入状況」及び「船用工業統計年報」として公表しています。

## 6. 輸入実績報告

この報告は、船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品を製造するために輸入する輸入品の入手実績を調査するものです。

### (1) 報告義務者の範囲

船舶用機関、ぎ装品及びこれらの部分品を製造している者であって、**常時10人以上の従業員を使用している事業者**です。

### (2) 報告の対象となる製品

当該事業所で製造又は修繕される船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち輸入品

### (3) 報告書の様式及び提出期限

別紙7の様式により、毎年2回、半年分をまとめた上、それぞれ**7月15日及び1月15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出**して下さい。

### (4) 調査結果

この調査の結果は製品別、輸入相手国別に集計し、「船用工業製品の輸出入状況」及び「船用工業統計年報」として公表しています。

## 報告書等の作成要領

各地方運輸局・運輸支局等を通じて提出された報告書等は国土交通省のコンピュータにより集計し、活用されています。

コンピュータ集計の利点は、大量のデータを短時間のうちに統計処理できる点にあります。その前提は、報告書等が「記入上の注意」にしたがって、正確に作成されていることです。

以下、各報告書等の記入上の注意事項を列記します。

### 1. 船舶用機関等施設状況報告書 A 記入上の注意

この報告は、船舶用機関又はぎ装品（これらの部分品・附属品を含む）の製造又は修繕のための事業所（工場）を有する者を対象としているものです。報告書の記入にあたっては、下記の注意事項をよく読んだ上で記入して下さい。

#### (1) 一般的注意事項

この報告書は、毎年12月31日現在の状況（生産能力については毎年1月1日から12月31日までの期間）について、所定の事項を記入し、その翌年の2月15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出して下さい。

なお、この報告書は、船用工業の実態を正しく把握し、振興策等を策定するための重要な基礎資料となるものですから、正確に記入するとともに、提出期限を厳守して下さい。

#### (2) 各記入欄注意事項

##### (ア) 整理番号

この欄には記入しないで下さい（地方運輸局等使用欄）。

##### (イ) 事業者名

貴事業所（工場）の属する企業名をフリガナを付して記入して下さい。

なお、株式会社等にあつては、「(株)」等と企業形態を明記して下さい。

##### (ロ) 住 所

事業者（企業の本社・本店）の所在地を記入して下さい。

##### (ハ) 代表者名

企業の代表者の氏名を記入して下さい。

##### (ニ) 払込資本金

株式会社にあつては払込資本金額を、有限会社、協同組合、個人その他にあつては出資金額を百万円を単位として（百万円未満四捨五入）記入して下さい。

なお、百万円未満の場合には百万円として下さい。



(カ) 所轄 地方運輸局 名  
運輸監理部

この欄には記入しないで下さい(地方運輸局等使用欄)

(キ) 工場名

貴事業所(工場)の名称をフリガナを付して記入して下さい。

ただし、他に事業所(工場)がなく、本社と同一敷地内にある場合には記入の必要はありません。

(ク) 所在地

貴事業所(工場)の所在地を、都道府県名から記入して下さい。

(ケ) 船舶用の主要製品名

貴事業所(工場)における船舶用の代表的製品名等(主力として生産している製品又は生産ウエイトの最も高いもの)を次表を参考として1つ記入して下さい。

ただし、造船業又は船舶用品修理業若しくは船舶電装業等であって、その比率が高い場合には、「造船」、「船舶用品修理」若しくは「電装」等と記入して下さい。

タービン、船外機、ディーゼル機関、火花点火機関、ボイラ、ポンプ、空気圧縮機、送風機、冷凍機、エア・コン、油清浄機、油こし器、油圧ポンプ・モーター・シリンダ、熱交換器、発電機・電動機、配電盤、起動器、操だ機、操船装置、係船・荷役機械(甲板機械)、軸系、プロペラ、航海用機器、電波計器、救命消防機器、錨・錨鎖、弁、管継手、電気器具、コンテナ、塗料、海洋開発機器、その他のぎ装品、ディーゼル機関の部分品、ディーゼル機関の附属品(過給機・调速機・減速装置・空気槽等)、その他の部分品・附属品
---

(コ) 東京事業所

東京都内に支店、出張所又は事務所等(数力所ある時はその代表)がある場合に、その所在地及び電話番号を記入して下さい。

(カ) 建物及び敷地

(a) 各建物ごとに所定の事項を記入して下さい。なお、列記している以外に建物があれば、空欄に追加して記入して下さい。

(b) 事務所とは、総務、経理など一般管理部門のおかれている建物をいいます。

(c) 同一の建物の中に2以上の部門がある場合には、主として使用している部門の工場として記入し、それ以外の部門は備考欄に記入して下さい。

(キ) 従業員数

(a) 毎年12月31日現在の従業員(名称の如何を問わず、労働の対償となるものの支払いを受けて使用されている者)の人数を部門別・職種別に記入して下さい。

(b) 工員とは、製品の製造、修繕、加工等に直接従事する者をいい、社内工と社外工に分けて記入して下さい。

なお、社内工のうち、常用工とは、契約条件の如何を問わず、引き続き1ヶ月以上

の長期にわたって雇用される者であり、これ以外の者は臨時工として下さい。

臨時工については、年間の延べ臨時工員数を年間操業日数で除した数を小数点以下を四捨五入して記入して下さい。

(c) 職員とは、管理的書記的業務に従事する工員以外の従業員をいい、事務と技術に分けて記入して下さい。

なお、技術職員とは、専門的技術上の事務又は工員の技術指導に従事する者をいい、これ以外の者は事務職員として下さい。

(d) 船舶部門と船舶部門以外の部門に明確に分離できない場合には、合計欄にその職種別合計人員を記入して下さい。

(e) 船舶部門のうち、船舶用機関及び船舶用品の製造・修繕部門と船舶の新造・修繕部門とに明確に分離できない場合には、生産ウエイトの高い方にその職種別合計人員を記入して下さい。

#### (X) 生産比率

(a) 船舶部門と船舶部門以外の部門に分けて生産高（販売高）を百万円を単位として（百万円未満は四捨五入）記入して下さい。（％欄は記入不要）

(b) 船舶部門は、船舶の新造・修繕高と船舶用機関及び船舶用品の製造・修繕高に分離して記入して下さい。

(c) 船舶用機関及び船舶用品の製造・修繕高は、次のように分離して記入して下さい。

・ 完成品..... 貴事業所（工場）において製造された最終的な製品であって、完成品として販売されたものの販売高

・ 部分品及び付属品...

貴事業所（工場）において製造された最終的な部品であって、船舶用機関及び船舶用品の部分品・付属品として販売されたものの販売高

・ 修繕..... 貴事業所（工場）における船舶用機関及び船舶用品の修繕高

(d) 船舶の電装工事高については、「船舶の新造・修繕」欄に記入することとし、その際、必ず「電装工事」と明記して下さい。

(e) 貴事業所（工場）で製造した製品以外の船舶用品の販売を行った場合には、船舶部門以外に内数として（ ）で記入して下さい。

#### (Y) 工事時間数

年間の工員の実労働時間数を、所定の部門別に千時間を単位として（千時間未満四捨五入）記入して下さい。

#### (Z) その他

報告書末尾の「 」欄は記入しないで下さい（地方運輸局等使用欄）。

## 2 . 船舶用機関等施設状況報告書 B 記入上の注意

この報告は、船舶用機関又はぎ装品（これらの部分品・付属品を含む）の製造又は修繕のための事業所（工場）を有する者を対象としているものです。報告書の記入に

あたっては、下記の注意事項をよく読んだ上で記入して下さい。

(1) 一般的注意事項

この報告書は、3年ごと（次回は平成12年）の12月31日における状況について、所定の事項を記入し、その翌年の2月15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出して下さい。

なお、この報告書は、船用工業の実態を正しく把握し、振興策等を策定するための重要な基礎資料となるものですから、正確に記入するとともに、提出期限を厳守して下さい。

(2) 各記入欄注意事項

(ア) 整理番号

この欄には記入しないで下さい（地方運輸局等使用欄）。

(イ) 事業者名

貴事業所（工場）の属する企業名をフリガナを付して記入して下さい。

なお、株式会社等にあつては、「(株)」等と企業形態を明記して下さい。

(ロ) 住 所

事業者（企業の本社・本店）の所在地を記入して下さい。

(ハ) 所轄 地方運輸局  
運輸監理部 名

この欄には記入しないで下さい（地方運輸局等使用欄）。

(ニ) 工場名

貴事業所（工場）の名称をフリガナを付して記入して下さい。

ただし、他に事業所（工場）がなく、本社と同一敷地内にある場合には記入の必要はありません。

(ヒ) 所在地

貴事業所（工場）の所在地を記入して下さい。（都道府県名を明記のこと）

(ヘ) 工作機械等

(a) 各機種ごとに、製造後の経過年数に応じて、それぞれの台数を記入して下さい。なお、台数が「0」のときは空欄として下さい。

(b) 「数値制御装置を附属するもの」欄は、経過年数別に記入したもののうち、数値制御装置を附属する機械の台数を記入して下さい。なお、台数が「0」のときは空欄として下さい。

(c) 計、小計及び合計欄も必ず記入して下さい。

(ホ) 荷役設備

(a) 各機種ごとに、それぞれの能力に応じて、その台数を記入して下さい。なお、台数が「0」のときは空欄として下さい。

(b) 計及び合計欄も必ず記入して下さい。

### 3. 造機調査票及び船舶用ぎ装品等月間生産高報告書記入上の注意

この調査は、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修繕事業者を対象としているものです。調査票（報告書）の記入にあたっては、下記の注意事項をよく読んだ上で記入して下さい。

#### (1) 一般的注意事項

(ア) この調査の申告（報告）事項は、船舶用機関及び船舶用品（船用工業統計関係コード表における製品コード表に掲げている製品）の製造高（生産高）、在庫高及び修繕高です。

(a) 製造高（生産高）及び在庫高の申告（報告）の対象となる製品は、貴事業所（工場）において製造され、販売の用に供される最終的な製品に限ります。したがって、仕掛品や自家用のものは除外して下さい。また、貴事業所（工場）が他の企業から原材料の支給を受けて製造したもの（委託加工製品）についても除外して下さい。

(b) 修繕高の申告の対象となる製品は、造船造機統計調査規則第5条第2号の規定に基づく告示に掲げる製品（3ページ参照）に限ります。これ以外の船舶用品は、製造高（生産高）及び在庫高について申告（報告）しなければなりません。修繕高については申告する必要はありません。

(イ) 造機調査票は、毎月間について、その翌月の10日までに、船舶用ぎ装品等月間生産高報告書は、毎月間について、その翌月の15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出して下さい。

なお、申告（報告）事項が「0」の場合であっても「生産なし」等と記入して提出して下さい。

(ウ) この調査票（報告書）は、船用工業の生産の実態を正しく把握し、振興策等を策定するための重要な基礎資料となるものですから、正確に記入するとともに、提出期限を厳守して下さい。

なお、この調査の結果については、毎月、製品ごとに集計し、「造船造機統計月報」及び「船用工業製品統計月報」として公表しています。

#### (2) 各記入欄注意事項

(ア) 業種・資本金・従業員

この欄には記入しないで下さい。

(イ) 所轄 地方運輸局  
運輸監理部 名

各事業所（工場）ごとに定めています。貴事業所（工場）は、次の数字及びカタカナを記入して下さい。この場合、ブランク（空白）も文字としての意味を持っています。したがって、文字と文字の間にブランクがある場合、ブランクを省略して文字を詰めて記入しないよう注意して下さい。

なお、造機調査票では、事業所の略称を記入する必要はありません。

(ウ) 機種又は品名

船用工業統計関係コード表における製品コード表の小分類に掲げる製品名を記入して下さい。ただし、小分類に製品名を特記していない部分品、附属品及び小分類のその他の項目に該当する製品については「部分品」、「附属品」又は「その他」と記入せず、その製品の一般的な名称を記入して下さい。

(I) 品目コード又は索引番号【注意】

・造機調査票

記入の必要はありません（地方運輸局等で記入します）。

・船舶用ぎ装品等月間生産高報告書

製品コード表により、各製品に対応した製品コードを**左づめ4桁**で記入して下さい。

(オ) 型式【注意】

・造機調査票

各メーカーにおける型式を表す記号がある場合（Sulzer 9RD 等）、記入して下さい。

・船舶用ぎ装品等月間生産高報告書

部分品・附属品について、「の部分品」等と記入し、部分品・附属品以外の製品については記入の必要はありません。

(カ) 製造高又は生産高

各製品ごとに製品コード表の報告事項欄に「数・重・価」等と表示している項目について記入して下さい。表示の意味は次のとおりです。

「数・出・価」.....月間の数量、合計出力及び合計金額を記入すべき製品（船用タービン、船用内燃機関及び電動機に限ります。）

「数・容・価」.....月間の数量、合計容量及び合計金額を記入すべき製品（発電機に限ります。）

「数・重・価」.....月間の数量、合計重量及び合計金額を記入すべき製品

「数・価」.....月間の数量及び合計金額を記入すべき製品

「重・価」.....月間の合計重量及び合計金額を記入すべき製品

なお、発電機、ウインチ、ポンプ等原動機を結合する製品にあつては、本体と原動機を各々別製品として下さい。

(a) 数量

製品コード表の報告事項欄に「数」と表示してある製品について、数量を記入して下さい。

(b) 区分・合計量又は合計重量

造機調査票は、以下の分類に従い、該当する区分に  をし、当該単位により、その製品の合計量を記入して下さい。船舶用ぎ装品等月間生産高報告書は、その製品の合計重量をトン単位として記入して下さい。

製品	区分	使用する単位
船用タービン及び船用内燃機関	出力	PS
発電機	容量	KW 又は KVA

電動機	出力	KW
上記以外の製品	重量	トン

出力及び容量については、小数点第1位を四捨五入し、小数点第1位を「0」として記入して下さい。また、重量については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入して下さい。調査票（報告書）の様式中のピリオド（. 記号）は小数点です。なお、出力、容量又は重量を申告（報告）する必要のない製品（製品コード表の報告事項欄に「数・価」と表示している製品）については記入の必要はありません。

(c) 合計金額（価格）

その製品の合計金額（価格）を千円を単位として（千円未満四捨五入）右づめで記入して下さい。

(d) 月末在庫高

毎月末現在の製品の在庫について製品ごとにその数量及び販売予定価格を記入して下さい。

(e) 修繕高

修繕を行った製品ごとにその数量及び工事金額を記入して下さい。

#### 4．輸出契約実績報告書記入上の注意

(1) 年月

年月を数字で記入して下さい。ただし、プログラムの関係上、年は昭和に換算し、月は2桁で記入して下さい。例えば「平成9年3月」の場合、「7203」となります。1月から9月の場合、「0」を忘れずに記入して下さい。

(2) 運輸局、事業所コード、事業所の略称

各事業所（工場）ごとに定めています。貴事業所（工場）は、次の数字及びカタカナを記入して下さい。この場合、ブランク（空白）も文字としての意味を持っています。したがって、文字と文字の間にブランクがある場合、ブランクを省略して文字を詰めて記入しないよう注意して下さい。

(3) 仕向国、仕向国コード

「仕向国」欄には輸出相手国名を記入し、「仕向国コード」欄には船用工業統計関係コード表における国名コード表により、対応する国コードを記入して下さい。

(4) 製品名

船用工業統計関係コード表における製品コード表の小分類に掲げる製品名を記入して下さい。ただし、小分類に製品名を特記していない部分品、附属品及び小分類のその他の項目に該当する製品については「部分品」、「附属品」又は「その他」と記入せず、その製品の一般的な名称を記入して下さい。

(5) 型式

記入の必要があるのは船用内燃機関の分類に入るものだけとします。

なお、型式が異なるものについては別製品として記入して下さい。

(6) 製品コード

製品コード表により、各製品に対応した製品コードを**左づめ4桁**で記入して下さい。

(7) 数量

製品コード表の報告事項欄に「数」と表示している製品について、数量を記入して下さい。

(8) 出力の合計

次の品目について、各製品ごとの出力の合計を記入して下さい。

製品	使用する単位
船用タービン・船用内燃機関	PS
発電機・電動機	KW・KVA

(9) 合計重量

製品コード表の報告事項欄に「重」と表示している製品について、合計重量をトン単位で小数点第1位まで記入して下さい。

なお、報告書の様式中ピリオド（.記号）は、小数点です。

(10) 合計契約価格

製品ごとに契約価格（F.O.B）の合計を千円未満を四捨五入して千円単位で記入して下さい。なお、次の点に注意して下さい。

(ア) 主機関にあっては、原則として減速装置、とも廻り品は含めず、これらについては別製品として記入して下さい。

(イ) 発電機、送風機、空気圧縮機、ポンプ、ウインチ等で本体と原動機を結合するものにあつては、原則として原動機をこれに含めないで下さい。原動機が当該事業所で製造されたものであるときは、別製品として記入して下さい。

(11) 納入年月

「年」については、昭和の元号に換算して記入して下さい。また、分割納入の場合、納入時期ごとに記入して下さい。**この年月を基準にして集計を行いますので、必ず記入してください。**

(12) その他

パッケージ輸出に係るものについては、1パッケージごとに報告書を改め、報告書の右下の「パッケージ輸出」を赤枠で囲み、点線枠内の次の項目について記入して下さい。

(ア) 仕向国事業者

(イ) パッケージ合計契約価格（千円）

(ウ) 延払い期間（年）

(エ) 頭金（％）

(オ) 約定金利（％）

(カ) 決裁通貨（円建、ドル建等）

この場合、当該事業所以外が製造した製品であっても、当該パッケージの製品であれば各製品の欄に記入して下さい。

## 5 . 船舶装備用輸入品入手実績報告書記入上の注意

### (1) 業種、資本金及び従業員

記入する必要はありません。

### (2) 所轄 <sup>地方運輸局</sup> 運輸監理部 名

各事業所（工場）ごとに定めています。貴事業所（工場）は、次の数字及びカタカナを記入して下さい。この場合、ブランク（空白）も文字としての意味を持っていません。したがって、文字と文字の間にあるブランクがある場合、ブランクを省略して文字を詰めて記入しないよう注意して下さい。

（巻末ページに記載してあります。）

### (3) 品名

船用工業統計関係コード表における製品コード表の小分類に掲げる製品名を記入し、左隣の「索引番号」欄には、対応する4桁の製品コードを**左づめ**で記入して下さい。ただし、小分類に製品名を特記していない部分品、附属品及び小分類のその他の項目に該当する製品については「部分品」、「附属品」又は「その他」と記入せず、その製品の一般的な名称を記入して下さい。

### (4) 数量

製品コード表の報告事項欄に「数」と表示している製品について、数量を記入して下さい。

### (5) 金額

輸出船に装備されるものについては「輸出船」欄に、国内船に装備されるものについては「国内船」欄に、製品ごとに輸入価格の合計を千円未満を四捨五入して千円単位で記入して下さい。

なお、輸出船に搭載するために輸入したディーゼル機関等の船舶用機器類が保税扱いとなっている場合についても、本調査の対象となっているので、「輸出船」欄に記入して下さい。

また、右隣の「索引番号」欄には輸出船の場合「1」、国内船の場合は「2」のいずれかの数字を、右づめで記入して下さい。

### (6) 製造者名

製品の製造者名を記入して下さい。

### (7) 国名

輸入相手国名を記入し、左隣の「索引番号」欄には船用工業統計関係コード表における国名コード表により、対応する国コードを記入して下さい。

### (8) 備考

自己調達、船主支給、保税等の別を記入して下さい。



## 6 . 輸入実績報告書記入上の注意

(1) 業種、資本金及び従業員

記入する必要はありません。

(2) 所轄 <sup>地方運輸局</sup>  
運輸監理部 名

各事業所（工場）ごとに定めています。貴事業所（工場）は、次の数字及びカタカナを記入して下さい。この場合、ブランク（空白）も文字としての意味を持っています。したがって、文字と文字の間にブランクがある場合、ブランクを省略して文字を詰めて記入しないよう注意して下さい。

（巻末ページに記載してあります。）

(3) 品名

船用工業統計関係コード表における製品コード表の小分類に掲げる製品名を記入し、左隣の「索引番号」欄には、対応する4桁の製品コードを左づめで記入して下さい。ただし、小分類に製品名を特記していない部分品、附属品及び小分類のその他の項目に該当する製品については「部分品」、「附属品」又は「その他」と記入せず、その製品の一般的な名称を記入して下さい。

(4) 数量

製品コード表の報告事項欄に「数」と表示している製品について、数量を記入して下さい。

(5) 金額

製品ごとに輸入価格の合計を、千円未満を四捨五入して千円単位で記入して下さい。

(6) 製造者名

製品の製造者名を記入して下さい。

(7) 国名

輸入相手国名を記入し、左隣の「索引番号」欄には船用工業統計関係コード表における国名コード表より、対応する国コードを記入して下さい。

(8) 備考

記入する必要はありません。

## 報告書記載例

### 報告書記載注意事項

統計報告は最新のデータが迅速、かつ、正確に報告されることが必要です。報告書を記載して頂く際には報告に必要な事項をご確認の上、締め切り前に提出ください。なお、報告書はコンピュータ処理により集計を行っておりますので、見やすい文字での記載をお願いいたします。

船舶用機関等施設状況報告書 A

( 年 12月 31日現在 )

整理番号		所轄 地方運輸局 運輸監理部 名	
事業所名		工場名	
住所		所在地	
代表者名		船舶用の主要製品名	
払込資本金	百万円		
東京事業所の所在地及び電話番号		( ) 番	
業種	<input type="text"/>	資本金	<input type="text"/>
		従業員	<input type="text"/>
		地方運輸局 運輸監理部	<input type="text"/>
		事業所	<input type="text"/>

1 建物及び敷地

建物名	むね数	建築面積 (m <sup>2</sup> )	床面積 (m <sup>2</sup> )	備考
事務所				
機械工場				
仕上・組立工場				
鑄造工場				
鍛造工場				
木型工場				
製かん工場				
倉庫				
設計室				
合計				

敷地面積  m<sup>2</sup>

2 従業員数

職種	部門		船舶部門		船舶部門以外の部門	合計
			船舶用機関及び船舶用品の製造・修繕	船舶の新造・修繕		
工員	社内工	常用工				
		臨時工				
	社外工					
	小計					
職員	事務					
	技術					
合計						

3 生産能力 (平成 年 1月 ~ 12月)

(1) 生産比率

工場全生産高	船舶部門						船舶部門以外の部門
	船舶用機関及び船舶用品の製造・修繕						
	製造		修繕	小計	船舶の新造・修繕	合計	
	完成品	部分品及び付属品					
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
%	%	%	%	%	%	%	

(2) 工事時間数

工事時間数	船舶部門		船舶部門以外の部門
	船舶用機関及び船舶用品の製造・修繕	船舶の新造・修繕	
千時間	千時間	千時間	千時間

備考

1. 印の欄には、記入しないこと。
2. 工事時間数には、期間中の工員の実労働時間数の合計を記入すること。

1年	3 業種	6 局・支局	10 県	13 工場コード	19 工場名	34 資本金
41 工員	46 職員	51 造機製造	57 造機修繕	62 工事	67 造船	74 その他

**例** 船舶用機関等施設状況報告書 A

(平成 14年 12月 31日現在)

整理番号		所轄 地方運輸局 運輸監理部 名	
事業所名	㈱国土交通省	工場名	海事第一工場
住所	東京都千代田区霞が関2-1-3	所在地	同左
代表者名	代表取締役社長 船用 太郎	船舶用の主要製品名	ぎ装品製造
払込資本金	10 百万円		
東京事業所の所在地及び電話番号		( ) 番	
業種	239	地方運輸局 運輸監理部	33
従業員		事業所	1 2 3 4 5 6

1 建物及び敷地

建物名	むね数	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	備考
事務所	未記入			
機械工場				
仕上・組立工場				
鑄造工場				
鍛造工場				
木型工場				
製かん工場				
倉庫				
設計室				
合計				

敷地面積 \_\_\_\_\_ ㎡

2 従業員数

職種	部門	船舶部門		船舶部門 以外の部門	工員数の合計 を記入
		船舶用機関及び船舶用品の製造・修繕	船舶の新造・修繕		
工員	社内工	常用工	7	3	5
		臨時工			
	社外工				
	小計	7	3	5	15
職員	事務	5		2	
	技術	3	1	3	14
合計		15	4	10	29

3 生産能力 (平成 年 1月 ~ 12月)

(1) 生産比率

工場全生産高	船舶部門							船舶部門 以外の部門
	船舶用機関及び船舶用品の製造・修繕				船舶の新造・修繕 (工事)	合計	船舶部門 以外の部門	
	製 造	修 繕		小 計				
	完成品	部分品及び付属品						
金額	500 百万円	100 百万円	100 百万円	50 百万円	250 百万円	50 百万円	300 百万円	200 百万円
	100 %	20 %	20 %	10 %	50 %	10 %	60 %	40 %

(2) 工事時間数

工事時間数	船舶部門		船舶部門 以外の部門
	船舶用機関及び船舶用品の製造・修繕	船舶の新造・修繕	
千時間			

備考

- 印の欄には、記入しないこと。
- 工事時間数には、期間中の工員の実労働時間数の合計を記入すること。

1年	3業種	6局・支局	10県	13工場コード	19工場名	34資本金
77	239	3025	138	*****	コクトウ コウツウ シヨウ カイ	10
41工員	46職員		51造機製造	57造機修繕	62工事	67造船
50	10		200	50	50	74その他
						200

船舶用機関等施設状況報告書B

( 年 12月 31日現在 )

整理番号		所轄	地方運輸局 運輸監理部	名	
事業所名		工場名			
住所		所在地			
業種	<input type="text"/>	資本金	<input type="text"/>	従業員	<input type="text"/>
			地方運輸局 運輸監理部	<input type="text"/>	事業所
				<input type="text"/>	

1 工作機械等

分類	索引号	機種名	製造後の経過年数					数値制御装置を付属するもの	備考
			計	5年未満 1	5年以上 10年未満 2	10年以上 20年未満 3	20年以上 4		
金属工作機械	11	旋盤							
	12	ボール盤							
	13	中ぐり盤							
	14	フライス盤							
	15	平削盤							
	16	研削盤							
	17	歯切及び歯車仕上盤							
	18	複合専用機							
	19	その他							
	小計								
第二次金属加工機械	21	ベンディングマシン							
	22	液圧プレス							
	23	機械プレス							
	24	せん断機							
	25	鍛造機							
	26	その他							
	小計								
溶接・溶断機	31	アーク溶接機							
	32	抵抗溶接機							
	33	ガス溶接溶断機							
	34	その他							
	小計								
鑄造機械	41	ダイカストマシン							
	42	金型鑄造機							
	43	鑄型機械							
	44	砂処理機械							
	45	製品処理機械							
	46	その他							
	小計								
	合計								

2 荷役設備

分類	索引号	機種名	能力別保有台数					備考	
			計	5t未満 1	5t以上 20t未満 2	20t以上 50t未満 3	50t以上 100t未満 4		100t以上 5
クレーン	51	天井走行クレーン							
	52	ジブクレーン							
	53	橋型クレーン(門型クレーンを含む)							
	54	塔形クレーン							
	55	デリック							
	56	その他							
	合計								

備考

印の欄には、記入しないこと。

**例** 船舶用機関等施設状況報告書B

( 年 12月 31日現在 )

整理番号		所轄	地方運輸局 運輸監理部	名	
事業所名	㈱国土交通省	工場名	海事第一工場		
住所	東京都千代田区霞が関2-1-3	所在地	同左		
業種	239	資本金		従業員	
			地方運輸局 運輸監理部	33	事業所
					1 2 3 4 5 6

1 工作機械等

分類	索引号	機種名	後の経過年数					数値制御装置を付属するもの	備考
			計	5年未満 1	5年以上 10年未満 2	10年以上 20年未満 3	20年以上 4		
金属工作機械	11	旋盤	4			3	1	1	
	12	ボール盤	2	1		1			
	13	中ぐり盤							
	14	フライス盤							
	15	平削盤							
	16	研削盤							
	17	歯切及び歯車仕上盤							
	18	複合専用機							
	19	その他							
	小計		6	1	4	1	1		
第二次金属加工機械	21	ベンディングマシン	2			1	1		
	22	液圧プレス	3			1	2		
	23	機械プレス	4			2	2		
	24	せん断機							
	25	鍛造機							
	26	その他							
	小計		9		4	5			
溶接・溶断機	31	アーク溶接機							
	32	抵抗溶接機							
	33	ガス溶接溶断機							
	34	その他							
	小計								
鑄造機械	41	ダイカストマシン							
	42	金型鑄造機							
	43	鑄型機械							
	44	砂処理機械							
	45	製品処理機械							
	46	その他							
	小計								
	合計		15	1	8	6	1		

それぞれの合計を記入

2 荷役設備

分類	索引号	機種名	能力別保有台数					備考
			計	5t未満 1	5t以上 20t未満 2	20t以上 50t未満 3	50t以上 100t未満 4	
クレーン	51	天井走行クレーン						
	52	ジブクレーン	4	3			1	
	53	橋型クレーン(門型クレーンを含む)						
	54	塔形クレーン						
	55	デリック	1		1			
	56	その他						
	合計		5	3	1		1	

備考  
印の欄には、記入しないこと。



# 造 機 調 査 票

指定統計第29号  
造船造機統計

年	月	運輸局 海運監理部	工	場

事業者の名称	
工場の名称	
工場の所在地	
申告者の氏名	

機 種	型 式	品 目	製 造 高			月 末 在 庫 高		修 繕 高	
			数 量	区 分	合 計 量	数 量	価 格 (千円)	数 量	工 事 金 額 (千円)
1				1.出力					
				2.容量					
				3.重量					
2				1.出力					
				2.容量					
				3.重量					
3				1.出力					
				2.容量					
				3.重量					
4				1.出力					
				2.容量					
				3.重量					
5				1.出力					
				2.容量					
				3.重量					
6				1.出力					
				2.容量					
				3.重量					
7				1.出力					
				2.容量					
				3.重量					
8				1.出力					
				2.容量					
				3.重量					
9				1.出力					
				2.容量					
				3.重量					
0				1.出力					
				2.容量					
				3.重量					

注 1.区分については、該当するものの番号を で囲んで下さい。  
 2.重量は、トン単位とし、小数点以下二位未満を四捨五入して、小数点以下一位まで記入して下さい。  
 3.価格及び工事金額は、千円未満を四捨五入して記入して下さい。  
 4.印の欄は記入しないで下さい。

**例** 造 機 調 査 票

指定統計第 29号  
造船造機統計

年	月	運輸局 海運監理部		工 場							
1	5	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1

事業者の名称	㈱国土交通省
工場の名称	情報管理部
工場の所在地	東京都千代田区霞ヶ関 2- 1- 3
申告者の氏名	国 土 通

機 種	型 式	品 目	製 造 高				月 末 在 庫 高		修 繕 高					
			数	量	区 分	合計	数量	価格 (千円)	数量	工事金額 (千円)				
1	主機用 小型「イゼ」ル機関	2 サイクル Sulzer 9RD	2	2	1	1	2	0	1	0	0	0		
2	主機用 中型「イゼ」ル機関	4 サイクル Sulzer 5A	2	3	1	1	1	5	0	0	3	0	0	0
3	中型「イゼ」ル機関		2	3	1	1	2	5	0	0	5	8	0	0
4	配電盤		4	6	5	0	3	2	5	0	2	4	0	0
5							1.出 2.容 3.重							
6														
7							1.出 2.容 3.重							
8							1.出 2.容 3.重							
9							1.出 2.容							
0							2.容 3.重							

製品コード表にある報告事項(数量・価格等)を記入すること。

総合計は記入しないでください。

注 1.区分については、該当するものの番号を で囲んで下さい。  
2.重量は、トン単位とし、小数点以下二位未満を四捨五入して、小数点以下一位まで記入して下さい。  
3.価格及び工事金額は、千円未満を四捨五入して記入して下さい。  
4. 印の欄は記入しないで下さい。

















**例** 輸入実績報告書 (平成 15 年 1月~6月 / 7月~12月)

整理番号		所轄	地方運輸局 運輸監理部	名	
事業者名	(株)国土交通省	工場名	海事第一工場		
住所	東京都千代田区霞が関2-1-3	所在地	同左		
業種	資本金	従業員	地方運輸局 運輸監理部	33	事業所 *****
			事業所の略称	コクト・コウツウシヨウカイ	

索引番号 <span style="color: red;">製品コード</span>	品名	数量	金額 (千円)	索引番号	製造者名	索引番号 <span style="color: red;">仕向国コード</span>	国名	備考
0239	サイレンサー		50		MLIT	3041	アメリカ合衆国	
0239	ピストンリング		100		MLIT	3041	アメリカ合衆国	
0241	燃料噴射装置	2	200		NMRI	3041	アメリカ合衆国	
0241	燃料噴射装置	3	300		####	2139	ドイツ	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="color: red; margin: 0;">製品の固有名称ではなく、一般的名称を記入してください。 製品コード表に記載の名称でも可</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="color: red; margin: 0;">記入しないでください</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="color: red; margin: 0;">国名コード表をご覧ください。</p> </div> </div>								
<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="color: red; font-size: 1.2em; margin: 0;">総合計は記入しないでください</p> </div>								

(注)  
 1 報告は、事業者の入手時期によって行うこと。  
 2 印の欄には、記入しないこと。



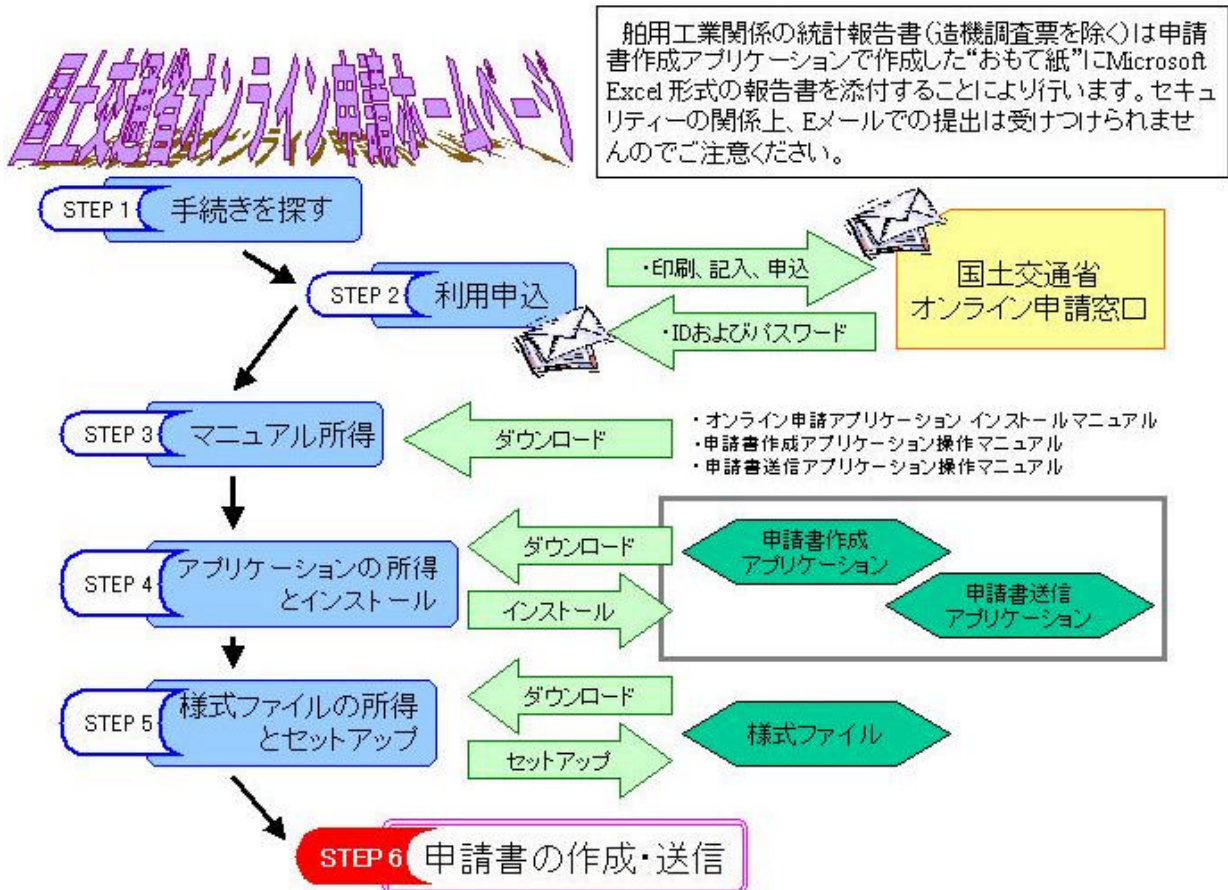
# 報告書の提出方法及び連絡先

## 統計報告書の提出方法

船用工業関係の統計報告書は次の方法で提出ください。

- ・持参、郵送による提出（最寄りの運輸局・運輸支局等に提出ください）
- ・国土交通省オンラインシステムによる提出（一部の報告書を除く）

【国土交通省オンラインシステムによる提出】平成15年3月24日よりスタート



船用工業関係の統計報告でオンライン申請が可能なものは次のとおり

報告書名	オンライン申請開始日
船舶用機関等施設状況報告書 A	平成15年3月24日
船舶用機関等施設状況報告書 B	平成15年3月24日
造機調査票	平成15年夏頃(予定)
船舶用ぎ装品等月間生産高報告書	平成15年3月24日
船舶装備用輸入品入手実績報告書	平成15年3月24日

オンライン申請の詳細については国土交通省オンライン申請システムホームページをご覧ください。

国土交通省オンライン申請システムホームページ <http://www.goa.mlit.go.jp/>

## 連絡先

ご不明なことがございましたら最寄りの運輸局までご相談ください。

### 1. 統計報告についての問い合わせ

	担当部署	住所	電話番号	FAX番号
北海道運輸局	海事振興部 旅客船舶産業課船舶係	〒047-0007 小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎	0134-27-7214	0134-23-4264
東北運輸局	海事振興部 海事産業課船舶業務係	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎	022-791-7512	022-299-8875
関東運輸局	海事振興部 船舶産業課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7223	045-201-8788
北陸信越運輸局	海事振興部 船舶産業振興官	〒950-8537 新潟市万代2-2-1	025-244-6115	025-244-9523
中部運輸局	海事振興部 船舶産業課船用工業係	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館	052-952-8020	052-952-8084
近畿運輸局	海事振興部 船舶産業課船用工業係	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館	06-6949-6425	06-6949-6457
神戸運輸監理部	海事振興部 船舶産業課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎	078-321-3148	078-392-0912
中国運輸局	海事振興部 船舶産業課調査係	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎四号館	082-228-3679	082-228-7309
四国運輸局	海事振興部 船舶産業課	〒760-0064 高松市朝日新町1-30 高松港湾合同庁舎	087-825-1185	087-821-6319
九州運輸局	海事振興部 船舶産業課船用工業係	〒801-8585 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-332-8091	093-332-3828
沖縄総合事務局	運輸部 船舶船員課造船係	〒900-8530 那覇市前島2-21-7	098-862-1454	098-860-2369

## 2. オンライン申請システムについての問い合わせ

システム全般についてのご質問はこちらまで。

	担当部署	住所	電話番号	FAX番号
北海道運輸局	総務部 総務課	〒047-0007 小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎	0134-27-7172	0134-33-5992
東北運輸局	交通環境部 情報調査官	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎	022-791-7509	022-791-7539
関東運輸局	交通環境部 情報・防災課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7269	045-211-7270
北陸信越運輸局	企画部 企画・情報課	〒950-8537 新潟市万代2-2-1	025-244-6118	025-244-6119
中部運輸局	交通環境部 情報防災課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館	052-952-8049	052-952-8087
近畿運輸局	総務部 総務課	〒540-8558 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館	06-6949-6404	06-6949-6458
神戸運輸監理部	総務企画部 総務課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎	078-321-3141	078-321-3140
中国運輸局	交通環境部 情報調査官	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎四号館	082-228-3495	082-228-3629
四国運輸局	交通環境部 情報調査官	〒760-0064 高松市朝日新町1-30 高松港湾合同庁舎	087-825-1175	087-822-3412
九州運輸局	総務部 総務課	〒801-8585 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-332-8081	093-332-8088
沖縄総合事務局	運輸部 総務運航課 管理係	〒900-8530 那覇市前島2-21-7	098-866-0064	098-860-2369

(2) 製品コード表

大分類	中分類	小分類	細分類	コード	包含する製品等	報告事項			
船用タービン	蒸気タービン	300PS 未満	主機	1 1 1 1		数・出・価  注) 数…数量 出…出力 容…容量 重…重量 価…価格 を意味する			
			補機	1 1 1 2					
		300PS 以上 1,000PS 未満	主機	1 1 2 1					
			補機	1 1 2 2					
		1,000PS 以上 3,000PS 未満	主機	1 1 3 1					
			補機	1 1 3 2					
		3,000PS 以上 5,000PS 未満	主機	1 1 4 1					
			補機	1 1 4 2					
		5,000PS 以上 10,000PS 未満	—	1 1 5 0					
			—	1 1 6 0					
		10,000PS 以上 20,000PS 未満	—	1 1 7 0					
			—	1 1 8 0					
		20,000PS 以上 30,000PS 未満	—	1 1 9 0					
			—	—					
30,000PS 以上 40,000PS 未満	—	—							
	—	—							
40,000PS 以上	—	—							
	—	—							
船用タービン	ガスタービン	300PS 未満	主機	1 2 1 1		数・重・価			
			補機	1 2 1 2					
		300PS 以上 1,000PS 未満	主機	1 2 2 1					
			補機	1 2 2 2					
		1,000PS 以上 3,000PS 未満	主機	1 2 3 1					
			補機	1 2 3 2					
		3,000PS 以上 5,000PS 未満	主機	1 2 4 1					
			補機	1 2 4 2					
		5,000PS 以上 10,000PS 未満	—	1 2 5 0					
			—	1 2 6 0					
		10,000PS 以上 20,000PS 未満	—	1 2 7 0					
			—	1 2 8 0					
		20,000PS 以上 30,000PS 未満	—	1 2 9 0					
			—	—					
30,000PS 以上 40,000PS 未満	—	—							
	—	—							
40,000PS 以上	—	—							
	—	—							
船用内燃機関	火花点火機関	30PS 未満	—	2 1 1 0	船外機を除く火花点火機関 (船外機は2510~2590へ)	数・出・価			
			—	—					
			—	—					
			—	—					
			—	—					
			—	—					
			—	—					
			—	—					
			—	—					
			—	—					
			—	—					
			—	—					
			—	—					
			—	—					
船用タービン	蒸気タービンの部分品・附属品	—	—	0 1 1 0	蒸気タービンの部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) 操縦弁、タービン翼など。	重・価			
				ガスタービンの部分品・附属品	—	—	0 1 2 0	ガスタービンの部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) 燃料ノズル、タービン翼など。	重・価
							—	—	—

船用内燃機関	火花点火機関	30PS 以上 75PS 未満	—	2 1 2 0		数・出・価
		75PS 以上 100PS 未満	—	2 1 3 0		
		100PS 以上 150PS 未満	—	2 1 4 0		
		150PS 以上 200PS 未満	—	2 1 5 0		
		200PS 以上 300PS 未満	—	2 1 6 0		
		300PS 以上	—	2 1 7 0		
	火花点火機関の 部分品・附属品	—	—	0 2 1 0	火花点火機関の部分品・附属品として出荷されるものに限る。	重・価
	小型ディーゼル 機関 (1,000PS 未満)	30PS 未満	主機	2 2 1 1		数・出・価
			補機	2 2 1 2		
		30PS 以上 75PS 未満	主機	2 2 2 1		
			補機	2 2 2 2		
		75PS 以上 100PS 未満	主機	2 2 3 1		
			補機	2 2 3 2		
		100PS 以上 150PS 未満	主機	2 2 4 1		
			補機	2 2 4 2		
		150PS 以上 200PS 未満	主機	2 2 5 1		
			補機	2 2 5 2		
		200PS 以上 300PS 未満	主機	2 2 6 1		
			補機	2 2 6 2		
		300PS 以上 500PS 未満	主機	2 2 7 1		
補機			2 2 7 2			
500PS 以上 700PS 未満	主機	2 2 8 1				
	補機	2 2 8 2				
700PS 以上 1,000PS 未満	主機	2 2 9 1				
	補機	2 2 9 2				
中型ディーゼル 機関 (1,000PS 以上 10,000PS 未満)	1,000PS 以上 2,000PS 未満	主機	2 3 1 1		数・出・価	
		補機	2 3 1 2			
	2,000PS 以上 3,000PS 未満	主機	2 3 2 1			
		補機	2 3 2 2			
	3,000PS 以上 4,000PS 未満	主機	2 3 3 1			
		補機	2 3 3 2			
	4,000PS 以上 5,000PS 未満	主機	2 3 4 1			
		補機	2 3 4 2			
	5,000PS 以上 6,000PS 未満	—	2 3 5 0			
		—	2 3 6 0			
6,000PS 以上 7,000PS 未満	—	2 3 6 0				
	—	2 3 7 0				

船用内燃機関	中型ディーゼル機関 (1,000PS以上 10,000PS未満)	8,000PS以上 9,000PS未満	—	2380		数・出・価
		9,000PS以上 10,000PS未満	—	2390		
	大型ディーゼル機関 (10,000PS以上)	10,000PS以上 15,000PS未満	—	2410		数・出・価
		15,000PS以上 20,000PS未満	—	2420		
		20,000PS以上 25,000PS未満	—	2430		
		25,000PS以上 30,000PS未満	—	2440		
		30,000PS以上 35,000PS未満	—	2450		
		35,000PS以上 40,000PS未満	—	2460		
		40,000PS以上	—	2470		
	ディーゼル機関 の部分品	クランク軸	—	0231		数・重・価
		ピストン	—	0232		
		シリンダライナ	—	0233		
		シリンダカバー	—	0234		
		連接棒	—	0235		
		架構	—	0236		
		その他	—	0239	小分類に掲げる製品以外であって、ディーゼル機関の部分品として出荷されるものに限る。(過給機・调速機の部分品を含む。) 例) ピストンリング、ピストンピン、シリンダブロック、吸排気弁、軸受、軸受メタル、カム、はずみ車、ベッド、ロータ軸など。	
	ディーゼル機関 の附属品	燃料噴射装置	—	0241	燃料ポンプ、噴射ノズル、燃料弁に限る。	数・重・価
		過給機	—	0242		
		调速機	—	0243		
		空気槽	—	0244	主空気だめ、補助空気だめなど。	
その他		—	0249	小分類に掲げる製品以外であって、ディーゼル機関の附属品として出荷されるものに限る。 例) 機関電装品、注油器、消音器など。	重・価	
船外機	5PS未満	—	2510		数・出・価	
	5PS以上 10PS未満	—	2520			
	10PS以上 20PS未満	—	2530			
	20PS以上 30PS未満	—	2540			
	30PS以上 50PS未満	—	2550			

船用内燃機関	船外機	50PS 以上 75PS 未満	—	2 5 6 0		数・出・価
		75PS 以上 100PS 未満	—	2 5 7 0		
		100PS 以上 150PS 未満	—	2 5 8 0		
		150PS 以上	—	2 5 9 0		
	船外機の部分 品・附属品	—	—	0 2 5 0	船外機の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 (船外機用プロペラを除く。船外機用プロペラ→ 体型プロペラ(船外機用) 6 2 1 0へ)	重・価
船用ボイラ	蒸気ボイラ	主ボイラ		3 1 1 0		数・重・価
		補助ボイラ		3 1 2 0		
	その他のボイラ	排ガスエコノマイザ		3 9 1 0	排熱ボイラ	数・重・価
		温水ボイラ		3 9 2 0		
		その他		3 9 9 0	蒸気ボイラ、排ガスエコノマイザ、温水ボイラ以外の船用ボイラ 例) 熱媒体ボイラ	
ボイラの部分 品・附属品			0 3 9 0	船用ボイラの部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) 蒸気発生器、蒸気加熱器、再燃器、空気予熱器、気水分離器、バーナー、ドラム、デ イオボイラなど。	重・価	
船用補助機械	ポンプ	うずまきポンプ		4 1 1 0	ポンプは用途によらず、型式に応じて分類する。ただし、油圧ポンプ及び燃料噴射ポンプを除く。 ・油圧ポンプ→油圧機器(4 4 2 0)へ ・燃料噴射ポンプ→ディーゼル機関の附属品(0 2 4 1)へ ウォータージェットポンプ(斜流ポンプ)、エ ダクター	数・重・価
		ギアポンプ		4 1 2 0		
		ねじポンプ		4 1 3 0		
		軸流ポンプ		4 1 4 0		
		往復ポンプ		4 1 5 0		
		その他のポンプ		4 1 9 0		
	ポンプの部分 品・附属品			0 4 1 0	ポンプの部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) インペラ、ケーシング、ベルマウス、軸など。	重・価
	空気機械等	空気圧縮機		4 2 1 0	コンプレッサー	数・重・価
		送風機		4 2 2 0	通風機、排出機を含む。	
		冷凍機		4 2 3 0		
エア・コンディショナー		4 2 4 0	空気調和装置(除湿装置、クーラーを含む。)			
その他		4 2 9 0	小分類に掲げるもの以外の空気機械			
空気機械等の部分 品・附属品			0 4 2 0	空気機械等の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) 空気圧縮機ピストン、送風機翼など。	重・価	
油処理装置	油清浄機		4 3 1 0	燃料・潤滑油の清浄機に限る。	数・重・価	
	油こし器		4 3 2 0	燃料油・潤滑油のこし器に限る。		
	粘度調整装置		4 3 3 0	燃料の粘度調整装置(ブレンドを含む。)		
	その他		4 3 9 0	小分類に掲げるもの以外の油処理装置		

船用補助機械	油処理装置の部 品・附属品		0430	油処理装置の部 品・附属品として出荷され るものに限る。 例) 油処理剤など。	重・価
	油圧機器	油圧モーター	4410	油圧モーター、油圧ポンプ、油圧シリンダに 限る。	数・重・価
		油圧ポンプ	4420		
		油圧シリンダ	4430		
	油圧機器の部分 品・附属品		0440	油圧モーター、油圧ポンプ、油圧シリンダの 部 品・附属品として出荷されるものに限る。	重・価
	熱交換器	造水装置	4510		数・重・価
		主復水器	4520	主コンデンサ	
		補助復水器	4530	補助コンデンサ	
		油加熱器	4540		
		給水加熱器	4550	清水加熱器	
		油冷却器	4560		
		清水冷却器	4570		
		空気冷却器	4580		
		その他の熱交換器	4590	小分類に掲げるもの以外の加熱器、冷却器に 限る。	
	熱交換器の部分 品・附属品		0450	熱交換器の小分類に掲げる製品の部 品・附 属品として出荷されるものに限る。 例) 水室鏡板、チューブなど。	重・価
	電気機器	直流発電機	4610	原動機（ディーゼル機関）を除く。	数・容・価
		交流発電機	4620		
		直流電動機	4630	数・出・価	
		交流電動機	4640		
		配電盤	4650	数・重・価	
起動器		4660	制御器		
電気機器の部分 品・附属品		0460	電気機器の小分類に掲げる製品の部 品・附 属品として出荷されるものに限る。	重・価	
操舵装置	電動油圧式操舵機	4710	数・重・価		
	手動油圧式操舵機	4720			
	機動油圧式操舵機	4730		電動以外の動力油圧式操舵機	
	その他の操舵機	4740		油圧式以外の操舵機	
	操舵スタンド	4750		操だスタンドのみの場合に限る。	
操舵装置の部分 品・附属品		0470	操舵装置の小分類に掲げる製品の部 品・附 属品として出荷されるものに限る。 例) ラットハンドル、マクチュエーターなど。	重・価	
操船装置	サイドスラスト	4810	数・重・価		
	スタビライザ	4820		アンチローリング装置その他の船体動揺防止 のための装置を含む。	
操船装置の部分 品・附属品		0480	サイドスラスト、スタビライザの部 品・附 属品として出荷されるものに限る。	重・価	



係船・荷役機械 (甲板機械)	係船機械	ムアリングウインチ	5110	キャプスタンを含む。	数・重・価
		ウインドラス	5120	ウインチ兼ウインドラス、アンカーキャプスタン、アンカーウインチを含む。	
	荷役機械	ウインチ	5210		数・重・価
		門型クレーン	5220		
		ジブクレーン	5230		
		デッキクレーン	5240		
		天井クレーン	5250		
		エレベータ	5260	昇降機、エスカレータなど。	
	漁ろう用機械	漁ろう用機械	5310	トロールウインチ、ネットホーラ、ラインホーラなど。	数・重・価
	その他	ハッチカバー	5910	ハッチ開閉装置を含む。	数・重・価
		ボートダビット	5920		
		デリック装置	5930		
		その他	5990	小分類に掲げるもの以外の係船・荷役機械 例) 索具装置など。	
	係船・荷役機械の部分品・附属品		0590	係船・荷役機械の小分類に掲げる製品の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) デリックポスト、デリックブーム、ブラケット、制鎖機、鎖車、ホーサドラム、リギンスクリュー、シャックル、スリング、荷役滑車、ダビット、ワイヤロープ、ロープ類、チョックなど。	重・価
軸系及びプロペラ	プロペラ軸系	軸	6110	プロペラ軸、中間軸、スラスト軸に限る。	数・重・価
		軸受	6120	船尾管軸受を除く。	
		船尾管	6130	船尾管軸受を含む。	
		軸継手	6140		
		弾性継手	6150	流体継手、カップリングを含む。	
	プロペラ軸系の部分品・附属品		0610	プロペラ軸系の小分類に掲げる製品の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) プロペラ軸ゴム巻、リグナムバイト、軸スリーブ、船尾管ブッシュ、軸封装置、パッキン箱、ロープガード、シーリングなど。	重・価
	プロペラ	一体型プロペラ(船外機用)	6210	船外機用に限る。	数・重・価
		一体型プロペラ(船外機用を除く)	6220	船外機用を除く。	
		組立型プロペラ	6230		
		可変ピッチプロペラ	6240		
翼車プロペラ		6250	シュナイダープロペラ		
プロペラの部分品・附属品		0620	プロペラの部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) プロペラ羽根、プロペラボス、プロペラナット、プロペラキャップなど。	重・価	
減速装置等	減速装置	6310		数・重・価	
	逆転装置	6320			
	減速逆転装置	6330			
	クラッチ	6340			

軸系及びプロペラ	減速装置等	スタンドライブ(船外機用)	6350	船内外機用に限る。	数・重・価
		その他	6390	小分類に掲げるもの以外の動力の調整のための装置 例) 増速装置、縦軸推進装置(レックス、プロペラ、ダックプロペラ、Zプロペラ)など。	
	減速装置等の部分品・附属品		0630	減速装置等の小分類に掲げる製品の部分品・附属品として出荷されるものに限る。	重・価
航海用機器	電波計器	ロラン受信機	7110		数・価
		オメガ受信機	7120		
		デッカ受信機	7130		
		衛星航法装置	7140		
		方位測定機	7150	方向探知器を含む。	
		レーダ	7160		
		衝突予防装置	7170	レーダを除く。	
		その他	7190	小分類に掲げるもの以外の電波計器 例) プロッタなど。	
	電波計器の部分品・附属品		0710	電波計器の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) レーダブイ、レーダ反射鏡など。	重・価
	航海計器	ジャイロコンパス	7210		数・価
		磁気コンパス	7220		
		音響測探機	7230	音響以外の測深機は7290へ	
		魚群探知機	7240		
		ログ	7250	測程機(儀)	
六分儀		7260			
気象測器		7270	気象・海象観測用計器類		
その他		7290	測鉛、クリノメータ、クロノメータ、方位鏡、方位環、プロッターなど。		
航海計器の部分品・附属品		0720	航海計器の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) 海図など。	重・価	
無線通信・船内通信装置	電信用送受信装置	7310		数・価	
	電話用送受信装置	7320			
	救命艇用通信装置	7330			
	遭難信号自動発信装置	7340	オートアラームを含む。		
	テレタイプ送受信装置	7350	テレファックス		
	模写電送送受信装置	7360	ファクシミリ(ファックス)		
	船内通信装置	7370	電話機、指令装置、エンジンテレグラフ、ライダーアングルインジケータなど。		
	海事衛星通信装置	7380	海事衛星通信装置の関連機器を含む。		
無線通信・船内通信装置の部分品・附属品		0730	無線通信・船内通信装置の小分類に掲げる製品の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) 空中線共用装置、ラジオブイ、アンテナなど。	重・価	
船灯・信号器具	船灯	7410	航海灯、マスト灯、げん灯、両色灯、船尾灯、三色灯、曳き船灯、全周灯、停泊灯など	数・価	

航海用機器	船灯・信号器具	音響信号器具	7420	汽笛、フогホーン、サイレン、エアーホーン、銅ら、号鐘など。	数・価
		その他の信号器具	7430	音響以外の信号器具 例) 信号灯、信号標識、信号旗、形象物、火せん、発煙信号、発火信号など。	
	船灯・信号器具の部分品・附属品		0740	船灯・信号器具の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) 船灯用ガラス、船灯・信号灯用電球、モールス信号灯キー、フッキングマスターなど。	重・価
	錨・錨鎖	有かん錨	7510		数・重・価
		無かん錨	7520		
		鍛接錨鎖	7530		重・価
		電気溶接錨鎖	7540		
		鑄鋼錨鎖	7550		
	錨・錨鎖の部分品・附属品		0750	錨・錨鎖の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) スタッド、シャックル、アンカーリングなど。	重・価
	自動化機器	船用コンピュータ	7610		数・価
オートパイロット		7620			
機関部機器制御装置		7630	主機・補機・電動機用制御装置に限る。 例) エンジンリモコンなど。		
荷役用機器制御装置		7640	荷役用機器の制御装置 例) 荷役遠隔制御装置、テレモーターなど。		
その他の制御装置		7650	機関部及び荷役用機器以外の各種制御装置 例) 冷凍庫温度調整装置、タンク内交通装置など。		
自動記録(表示)装置		7660	コースレコーダー、コースプロッタ、データログ、テレグラフログ、モニターなど。		
自動化機器の部分品・附属品		0760	自動化機器の部分品・附属品として出荷されるものに限る。	重・価	
管装品	弁・管継手	鑄鉄製一般弁	8110	制御弁、安全弁等の特殊弁は8150、8160又は8190へ	重・価
		鑄鍛鋼製一般弁	8120		
		ステンレス鋼製一般弁	8130		
		青銅製一般弁	8140		
		制御弁	8150	管制弁、自動開閉弁など。	
		安全弁	8160	ブリーザー弁を含む。	
		管継手	8170	管フランジ、ユニオン、レジャーサ、バンド、エルボ、パイプピースなど。	
		こし器	8180	フィルター、セパレーター、ストレーナ、マッドボックス、ローズボックスなど。	
		その他	8190	小分類に掲げるもの以外の弁に限る。	
	弁・管継手の部分品・附属品		0810	弁、管継手、こし器の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) 弁体、弁座、弁腕など。	重・価
げん窓・扉	旋回窓	8210		数・重・価	
	丸窓	8220			

き 装 品	げん窓・扉	角窓	8230		数・重・価
		扉	8240		
	げん窓・扉の部分品・附属品		0820	窓・扉の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) 窓枠、窓ガラスなど。	重・価
	電気器具（電気機器の部分品・附属品を除く）	整流器	8310		数・重・価
		変圧器	8320		
		照明器具	8330	各種灯具、ランプ類	数・価
		投光器・探照灯	8340		
		区分電箱	8350	区分電箱、分電箱（盤）、陸電箱、受電箱、接続箱など。	数・重・価
		船用電線	8360		重・価
	その他	8390	小分類に掲げるもの以外の電気器具（部分品・附属品を含む。） 例) スイッチ、ヒューズ、プラグ、アウトレット等の配線器具、電線貫通金物、光度加減装置、ウインドワイパー、警報機など。		
	救命機器	救命艇	8410		数・重・価
		救命いかだ	8420		数・価
		救命胴衣	8430		
		その他の救命機器	8490	救命浮環、救命索、救命索発射器（体）、救命用酸素ボンベ、呼吸器、ブイなど。	
	救命機器の部分品・附属品		0840	救命機器の部分品・附属品として出荷されるものに限る。	重・価
	消防機器	消化装置	8510	スプリンクラー装置、CO <sub>2</sub> 消火装置、固定式泡消火装置など。	数・価
		消化器具	8520	消火器	
		火災警報装置	8530	火災警報器、火災検出器、火災報知器など。	
		イナートガスシステム	8540		
		可燃性ガス検知器	8550		
その他		8590	小分類に掲げるもの以外の消火、防火用機器 例) 耐熱防火服、水素ガス吸収装置など。		
消防機器の部分品・附属品		0850	消防機器の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) 消火薬剤、消火ノズル、イナートガスファン、CO <sub>2</sub> ボンベ、泡消火剤タンクなど	重・価	
計器類	温度計	8610	気象測器を除く。（気象測器は7270へ）	数・価	
	回転計	8620	回転速度計、積算回転計を含む。		
	圧力計	8630	差圧計、真空計、速成圧力計を含む。（気象測器を除く。）		
	流量計	8640			
	液面計	8650	水面計、リモートサウンディング、貨物取扱計量装置を含む。		
	電力計	8660			
	馬力計	8670			
	濃度計	8680	油分濃度計、検塩計、水質計を含む。		

ぎ 装 品	計器類	その他	8690	スモークインジケータ、各種指示計、振動計、積算計、ディテクター、インジケータ、レベルマスター、レベルエース、レベルスイッチ、測温抵抗体、ゲージ、粘度計、CO <sub>2</sub> メーター、pHメーター、各種調節器、ガス分析器など。	数・価	
	計器類の部分品・附属品		0860	計器類の部分品・附属品として出荷されるものに限る。	重・価	
	公害防止機器	油水分離器		8710	公害防止用に限る。 例) ビルジセパレータなど。	数・重・価
		タンク洗浄装置		8720	N <sub>2</sub> (窒素)発生装置	
		汚水処理装置		8730		
		焼却炉		8740		
		オイルフェンス		8750		重・価
		その他		8790	小分類に掲げるもの以外の公害防止機器。 例) ガーベージ処理装置など。	
	公害防止機器の部分品・附属品			0870	公害防止機器の部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) 油処理剤など。	重・価
	塗料	船底さび止め塗料		8810		重・価
その他のさび止め塗料			8820	船底以外のさび止め塗料(ジョッププライマーを含む。)		
船底防汚塗料			8830			
その他の塗料			8890	さび止め、防汚塗料以外の塗料		
その他	居住設備		8910	家具、椅子、ロッカーなど。	重・価	
	厨房設備		8920	クッキングレンジ、ライスボイラ、ウォータボイラ、ディスボーター、その他調理器具		
	船体部附属設備 (機関部以外のぎ装品)		8930	各種はしご、係船金物、通風筒、船尾骨材、タンク、オーニング、各種ローラー類、舵ムアリングパイプ、チェーンパイプ、フェアリーダ、ボラード、ビット、係留ブイ、ブイシャッフル、ブイフック、ブラケット、アンカーブイ、ワイヤリール、チェーンストッパー、マスト、マンホール、通風ダクト・ダンパ、マカップス、溶接棒、船体防食装置、ラダートランク、ペントライザーなど。(船体ブロックは含まない)		
	機関部附属設備		8940	機関室置タンク類、化粧煙筒、煙路、格子、ファンネルなど。		
	その他		8990	本コード表で分類不能のもの。 例) 核燃料輸送装置など。		
その他	海上コンテナ	一般貨物コンテナ		9110	ドライコンテナ	数・重・価
		タンクコンテナ		9120		
		冷凍コンテナ		9130		
		その他のコンテナ		9190	オープントップコンテナ、フラットラックコンテナ、バルクコンテナ、ペンコンテナなど。	
	海上コンテナの部分品・附属品			0910	海上コンテナの部分品・附属品として出荷されるものに限る。 例) コンテナ金具など。	重・価

その他	海洋開発機器	ジャッキアップ装置	9210		数・重・価
		掘削用機器	9220		
		その他	9290	小分類に掲げるもの以外の海洋開発リグ搭載機器（汎用ものを除く。）	
	海洋開発機器の部分品・附属品		0920	海洋開発機器の部分品・附属品として出荷されるものに限る。	重・価